

下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成23年12月26日（月曜日）
午後1時30分～午後1時58分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 南 口 彰 夫 委 員 長 柴 崎 修 一 郎 副 委 員 長
竹 岡 昌 治 委 員 徳 並 伍 朗 委 員
安 富 法 明 委 員 大 中 宏 委 員
河 村 淳 委 員 原 田 茂 委 員
布 施 文 子 委 員 山 本 昌 二 委 員
田 邊 諄 祐 委 員 荒 山 光 広 委 員
西 岡 晃 委 員 河 本 芳 久 委 員
下 井 克 己 委 員 岩 本 明 央 委 員
山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員
萬 代 泰 生 委 員 高 木 法 生 委 員
有 道 典 広 委 員 岡 山 隆 委 員
馬屋原 眞 一 委 員
4. 欠席委員 村 上 健 二 委 員
5. 出席した事務局職員
重 村 暢 之 議 会 事 務 局 長 岩 崎 敏 行 議 会 事 務 局 主 査
岡 崎 基 代 議 会 事 務 局 主 査
6. 説明のため出席した者の職氏名 な し

午後 1 時 3 0 分開会

委員長（南口彰夫君） それでは只今より下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員会を開催致します。きょうの委員会で丁度10回目となります。この委員会はこの平成23年4月20日に始めて、12月26日、本日で丁度10回となります。まず皆さんにご報告と了解を求めたいと思います。先の委員会で、丁度12月13日の午前中に開いた委員会で、最後に次の委員会に対して、質問並びに答弁が不十分な点があるというご意見がありまして、不十分な点については文書で双方に求めるということで、一旦ご了解を頂きました。それを事前に双方に文書ですから打診をして、検討として頂きたいということをお知らせをしましたが、その後、それぞれより文書という形では非常に不十分な点が残るのではという疑問が出されて来ております。不十分な点が残るということで意見が寄せられました。そこで皆さんにお諮りしたいのは、有道委員より自席を持って、その最後のご質問に対して、自ら出席をして発言をさせて頂きたいという要請があります。そのことについて、ご意見をお聞きしたいと思います。特別意見がなければ、お諮りしたいと思います。先の委員会で、23年12月13日、火曜日、午前9時30分から開催をした当委員会で確認をした文書回答を求めるということ、有道委員の出席発言に切り換えるということで再度確認を頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（南口彰夫君） はい、田邊委員。

委員（田邊諄祐君） この間の委員会では双方とも回答を出す。文書を出して回答を出す。執行部のほうは何故出されないのか。その辺をちょっとお聞きしたいのですが。

委員長（南口彰夫君） 今の質問から言われると、双方から回答を出すという答弁は、この委員会ではなされていないんですね。この委員会で、その時には既に村田市長も有道社長も退席をされたあとに、この委員会でまだ質問と答弁が不十分だという意見が出されたんです。このことは間違いのないと思いますが。それで不十分だという意見で、再質問を求めるという意見が出された。再質問を求めるという時には当然、双方この議場にはいませんので、じゃあ再質問をその時には暫時休憩を取りまして、再質問の内容を協議して下さいということで、休憩時間を挟んで、結果的

に閉会は4時までかかっているんですが、その再質問の内容については、三つの点に要約されたんですが、ここで再度じゃあその再質問を文書でと求めるということ、再出席を求めるのか、文書で求めるのかということで、お諮りをして、一旦文書になったと。そのことについては、当然文書の内容も委員会で決めた時点では、文書で求める内容については、ユウエイの代表もそれから美祢市の代表も全く知らない事実なんです。ですから一旦ここで文書で纏めるということ、再質問なら本来なら参考人として、再出席をしていただくということになるのを、できれば出席は今回限りにして、文書でということはどうでしょうかということで、一旦ここで確認したと思うんですね。だから、そのあとにここで確認したあとに取りまとめた内容については、読み上げさせてもらいましたが、その内容が最初の質問と重複しているが、その回答が非常に不十分であると。回答が非常に不十分で不明確な点が多いということで、再度質問をさせるべきだということ、文書ということに切り換えたんですが、その終わったあとに、双方に文書回答の意見を求めたと。文書回答ですから強制するべきものではないということは、事前に確認をしていたとおりなんです。出すも出さないも一緒と。しかしながら、回答は不十分だという意見に対して、双方に伝えた結果、有道委員のほうから自席発言を求めると、これは自席発言を求める権利があるんですね。それで自席発言で文書に代えさせてもらいたいと、一括してということで、皆さんにお諮りをしてるんです。ご理解を頂けますか。よろしいですか。（発言する者あり）それでは、先程申した文書回答ということについては一旦取り下げて、本人の、本人というよりも有道委員の出席による発言ということにしたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（南口彰夫君） 異議なしと認めて、それでは只今会議規則に基づいて除斥されています有道委員から、美祢市議会委員会条例第17条の規定により、委員会に出席をして発言をしたい旨の申し出があります。この際この申し出に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（南口彰夫君） ご異議なしと認め、有道委員の申し出に同意することに決定いたしました。有道委員の入場を許可します。

〔有道典広君 入場〕

委員長（南口彰夫君） それでは有道委員が入場されましたので、只今より有道委員の発言を許可したいと思います。有道委員発言をお願いします。。

委員（有道典広君） 先日の委員会での答弁に対して、補完をさせて頂きたく発言の機会を求めさせて頂きました。委員会での決議を基にその許しを得られましたので発言をさせて頂きたいと思います。ありがとうございます。まず現場代理人が常駐していたかどうかという格好でありましたが、3月4日の午前中は所用のため不在となっております。それと主任技術者の資格についてですが、工事の種別による認識の違いが生じ、誤解を招いたと。この二つの点で混乱を招いたということに対して、一つお詫びを申し上げたいということで説明をさせて頂きました。ありがとうございました。

委員長（南口彰夫君） よろしいですか。じゃあ退席を求めます。

〔有道典広君 退席〕

委員長（南口彰夫君） 以上で有道委員の発言については終わりたいと思います。特別、有道委員の再度の発言の内容について、予定は議論をすることにはなっていません。あくまでも文書回答に代わるものという位置づけなので、引き続きそのことに、有道委員の今の発言について、議論をする必要はないと当初の判断であったと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（南口彰夫君） それでは、先程申したように、この100条委員会、23年4月20日に第1回を始めて以来、約10回にわたってきょうまで委員会で議論をして参りました。議論の中では、最もこれまでにない多くの資料の提出を求めて、その説明も含めて執行部に出席をして頂き、前回、株式会社の有道社長と美祢村田市長の参考人という形で出席をして頂いて、委員の皆さんから寄せられた質問について答弁を頂きました。その上、先程の不十分な点があったという回答に対して、再度有道委員より発言を求め、許可をいたしまして、先程の内容となりました。ということで、とりわけ、一通りの今まで委員の皆さんから出された疑問等含めて、執行部に対して求めた資料の提出、それに対する質問や疑問の調査は、一旦これをもって、この調査の出されたものについては、この段階では一旦これをもって打ち切りたいと思います。しかしながら、今議会の任期は来年4月まで残されています。議会は3月議会もあります。その後、このことで委員全員の皆さんのご意

見なり気持ちで、100%晴れたということには至ってないということは私自身も認識しておりますし、またMYTを通じて、市民の皆さんの中にも不十分な点が残っているのではという疑問もあると思います。しかしながら、少なくともこれまでの委員会ではできる限りの資料の提出、その上での説明、最終的にこの下領住宅の仮囲いが何故なされなかったのかといった点では、当時の有道社長のほうから、大変勇み足、工期に追われてということでの謝罪がなされ、村田美祢市長のほうからは、監理監督の不十分さと併せて再発防止に今後最大限の努力をはらっていくという答えも頂いていますので、今後、この任期中に新たな事実や再度、緊急を要して協議しなければならない事件が発生しない限り、この委員会を開いて何かを調査をするということは当面ないと思っています。しかしながら、新たな事実が発覚する、新たな問題が出て来るということになれば、必要に応じて、この委員会を開くことも必要ではないかとも認識をしております。そういった点で特別な対応、ご意見等があれば、この際出していただいて、なければ、これをもって散会としたいと思います。はい、安富委員。

委員（安富法明君） 委員長新たな事実が発覚したら、またこの委員会を開くかもしれん。今回で終わりにしたい。これで散会って、取りまとめというのはないんですか。この委員会は、特別委員会だからといって、閉会を今後も調査が事実が発覚したらあるようなことも言われますけども、任期切れまでずるずる行くということですか。委員会運営としてちょっと疑問があると思いますがね、いいんですかねそういうふうな。

委員長（南口彰夫君） 私も疑問を持っています。

委員（安富法明君） それは委員長おかしいで。自分がおかしいって思いながら、おかしいまま行かれるというのは、私もうまく言えんけど。かなりおかしい。

委員長（南口彰夫君） おかしい。私もおかしいと思ってる。ただですね、本来ならば委員会ですから、ここまでの段階で何らかの報告ということで取りまとめるのが妥当だと思います。ところが委員会の取りまとめというのは、基本的に全会一致制でなければならぬですね。委員会の取りまとめですから。それを多数決でということでは、今の段階では不十分だと思うんですね。ところが先程申したように、再度参考人の出席と退席を含めて、再度質問が残っているということの取り計らいを、文書回答から本人の出席に切り替えて、先程終わりました。しかしなが

ら、先程の有道委員の発言内容で、皆さん方が全てを納得され了解をしたということに至っていないのではないかと私自身が判断をいたしました。そういう状況の中で、今から短時間で取りまとめると。皆さんの意見を、例えばA4の用紙1枚であろうが2枚であろうが、取りまとめてそれを後日、本会議で報告するということには、簡単にはいかないのではないかと考えています。ということで先程の提案になりました。どうぞ。安富委員。

委員（安富法明君） 言われることがよう分かりません。要は始めた委員会を、100条調査を終わろうとされてるのか。まだ終わらないんですか。どっちなんですか。

委員長（南口彰夫君） あのですね、安富委員が言われるのは、最終的に取りまとめて報告をして終わるとというのが普通委員会の特別委員会の議事の終わりなんですね。じゃないんですか。取りまとめれということになるんですいね。でしょう。このままで終わりということでは、他の委員さんからも安富委員も、全てが100%満足したわけじゃないと。

委員（安富法明君） 誰もが納得したから終われるとか、納得しないから終われないというんじゃないんですよ。そうじゃないんですかね。この100条、権威があるんですよ。ものすごい重いもんなんですから。それをじゃね、それをですよ何の結論も出さずに、基本的に我々は今回の事件に関しての事実、これ竹岡委員が何回も言っておられる。事実を明らかにした上で、今後の再発防止対策なりを執行部に求めるわけですよ。そうじゃないんですか。そういうことをせずにですね、委員会がもうこれで終わりみたいに言われるとですね、今までしてきたことっていうのはないに等しいですよ。結末のない会議なんですよ。結論の出ない、出ない会議なんてなかったに等しいんです。私はそういうふうに思ってますけど。委員長そういうふうにされるおつもりなんですか。

委員長（南口彰夫君） 安富委員、もうちょっと正確に言ってもらえんやろか。これで委員会を終わるつもりって、つもりはどっち側にあるんですか。これで委員会を閉じると。

委員（安富法明君） 委員長の委員会運営なんですから、きょうはこれで有道委員の自席での不十分な答弁に対するお答えをもらうことになって、きょうはこれで終わりますというのを、散会されるというのはわかります。取りまとめされるんでし

よう。

委員長（南口彰夫君） はい、そうです。いずれ3月、少なくとも次の本会議、本来ならば前回の13日の日に出席をして頂いて、何らかの謝罪があれば、それを以て取りまとめることが必要だということがこの委員会を出されて、私もそういう認識していたんですけど、その後、答弁の不十分があるということで、本来なら会期中に、22日の会期中に終わるところが26日に延びてしまったと。ですから、本会議で最終的に委員会の取りまとめ報告をするとすれば、いよいよの時には3月議会に延びるんじゃないかと思ってますよ。はい、安富委員。

委員（安富法明君） 要するに特別委員会ですから、別に議会の会期中、定例会の会期中でなければ開かれないというものではないんですよ。だからきょうも開いている。委員長があとどうされようとしてるのか、委員長の言葉、発言長いからよくこうまとめて理解するのなかなか難しいところがあるんですが、要するに最終的に事の顛末、要するに執行部に対して、各委員さんが思っておられる、今までいろいろ調査をしてきたことを踏まえて、その意見を求めた上で、執行部に是正なりを求めていくと。ここが問題じゃないんですかというふうなの取りまとめて、本会議で委員長報告されるのも当然でしょうし、それをもって執行部に対する今後の是正といたしますか、要するに執行体制の確立といたしますか、取り組んでもらうというふうなことをされるわけでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）されるんですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。

委員長（南口彰夫君） 当然、会議に慣れすぎたせいも、当然正・副委員長で相談した上で、正・副議長通じて会派代表者会議などで意見を取りまとめて、今後行く必要があるということが、ちょっとはずれて抜けてしまいましたけど、今までどおり委員会運営にあたっては、これまでやってきたように、正・副委員長、正・副議長で打ち合わせをし、会派代表者会議なり、全員協議会に投げかけた上で、きちんと取りまとめていきたいという思いはあります。ただ今の段階では、かなり前回の委員会を見たら、もう相当格差がいろいろ右も左も縦も上も斜めも横もありますので、この数日間だけで取りまとめは大変難しいということで、本日は散会をして、その後いよいよ新たな事実とか新たな問題点とかあれば急遽召集することもあるが、取りあえずは取りまとめに3月議会までありますので、ゆっくりやっていきたい。（発言する者あり）おかしい。まだおかしい。（発言する者あり）ちゃんと

挙手で手を挙げて発言せんじゃったら、会議規則に反したと思って退場を命ずることもあり得るからね。最後じゃけ、これが言えるのは。出された議事録等は当然あそこで閲覧できますので、資料等についても、かなり個人情報も含めてきわどいものもありますから、そのまま自席にはずっとおいときますので、この間不十分な点、それとか問題点がまだあるということであれば、随時正・副委員長のほうに寄せて頂きたいと。それを含めながら取りまとめは、皆さんの意見を聞きながら、少し時間をかけて進めて行きたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（南口彰夫君） はい、ありがとうございます。それでは本日はこれを持ちまして散会といたします。以上です。

午後 1 時 5 8 分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成 2 3 年 1 2 月 2 6 日

下領北団地解体（2工区）工事の請負に関する調査特別委員会

委員長

